

提案一1

凡例
 - - - 現在の市町境界
 - - - 変更後の市町境界

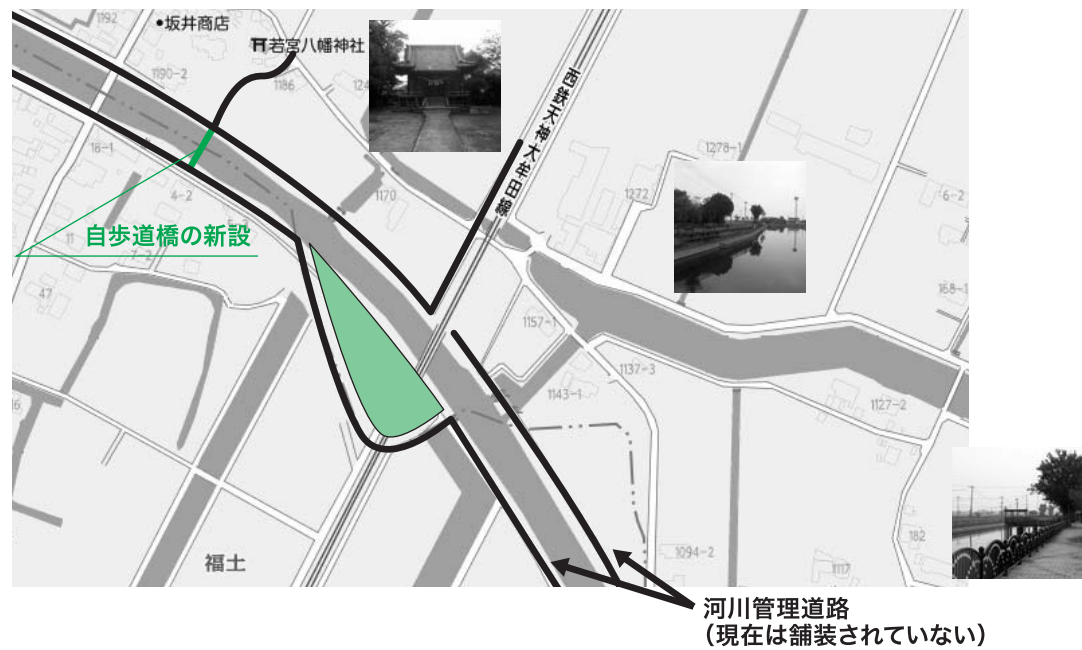


市町境界変更により、川の中心を境界に変更する。

河川管理道路をかさ上げし、舗装することで、河川改修とともに不法投棄を削減できる。

不法投棄の三角地帯を大木町の土砂置き場などにすることで管理しやすくする。

提案一2



三角地帯付近の整備後のイメージ(写真は久留米市合川地区)

不法投棄の三角地帯を掘り下げて河川敷を広げ、山ノ井川の増水時の緩衝地帯とする。新たに親水性護岸方式の水辺と触れ合う空間を創造する。

洪水対策と生態系・環境保全が図られる。イメージは、左の写真参照
 近隣の整備されている親水性護岸(三瀧町写真2箇所)との整合性を保て、面的整備ができる。

自歩道橋を新たに県道の東側の神社付近に新設することで水辺空間と鎮守の森(神社)との回遊性向上を図る。
 地域住民の願いでもある十間橋を通行する際の自歩道確保問題を解決できる。

河川管理道路は、かさ上げし舗装することで河川改修とともに不法投棄を削減できる。

松枝 治幸 議員

《一般質問》



問 町民の生命と財産が危険にさらされていないか

答 粘り強く取り組んでいく

問

この三角地帯の不法投棄に対する町の方

町長 本件の問題の所在は、町の境界線が山ノ井川と一致していないことにあるものと認識している。久留米市との境界線が山ノ井川と一致していないのは、昭和27年度から47年度までに実施された山ノ井川の改修工事の結果として生じたもの。このため、当時、山ノ井川対岸の区域を解消するための境界線の見直しに向けた、旧三瀧町との協議はこれまで数度行われた。しかし、協議が調わないまま現在に至っている。この不法投棄の場所については、熟知しており、久留米市と再度協議をして、適切な管理をお願いするのが先である。

問

この三角地帯の北側は大木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

町長 本件土地の北側は大木町所有と聞く。周辺の所有者と、本町取得の経緯の説明と管理状況を問う。さらに本町の所有であるならば適切な管理を願う

問

不法投棄の温床になる恐れが非常に大きいと認識している。久留米市域ではあるが、役場や関係機関、警察で構成した町の環境保全対策協議会というものを設置をして、年に1回、不法投棄の常習地を巡回をし、現況を確認し、対策を話し合っている。警察の立ち会い等を実施して、身元も講じるなどの関係機関との連携をして、継続して取り組んでいくことが重要である。

町長 提案1の市町境を山ノ井川の中心に変更することは、重要な課題として粘り強く取り組んでいきたい。提案2の不法投棄の三角地帯を洪水の緩衝地帯として整備する案は、本件界線の問題であることを踏まえ、久留米市との協議が先決であり、県に対してこのような要望を行うことは困難であると考えている。また、9月に町と町議会が一体となって実施した県への要望を踏まえ、県は、山ノ井川流域全体を対象とした治水対策の調査・検討が行われ、洪水の原因

問

乱立する携帯電話中継基地局から発生される電磁波対策のため、予防原則の考えに立って幼稚園、保育園、小学校、病院などのセンシティブエリアを指定する条例を制定すべきと考えますが

町長 国の基準を満たすとして設置許可を得ているものに対して規制を講じるものであり、法律に抵触する恐れがある。国や他の自治体の動向等を注視していきたい。

問

十間橋地区西鉄天神大牟田線沿いの山ノ井川

針は

不法投棄に対する対応方針は、依然として、不法投棄の温床になる恐れが非常に大きいと認識している。久留米市域ではあるが、役場や関係機関、警察で構成した町の環境保全対策協議会というものを設置をして、年に1回、不法投棄の常習地を巡回をし、現況を確認し、対策を話し合っている。警察の立ち会い等を実施して、身元も講じるなどの関係機関との連携をして、継続して取り組んでいくことが重要である。

問

不法投棄解消と先の洪水対策も兼ねた提案1と提案2を考えてみた(別図参照)県や国へ要望できないか

町長 提案1の市町境を山ノ井川の中心に変更することは、重要な課題として粘り強く取り組んでいきたい。提案2の不法投棄の三角地帯を洪水の緩衝地帯として整備する案は、本件界線の問題であることを踏まえ、久留米市との協議が先決であり、県に対してこのような要望を行うことは困難であると考えている。また、9月に町と町議会が一体となって実施した県への要望を踏まえ、県は、山ノ井川流域全体を対象とした治水対策の調査・検討が行われ、洪水の原因



不法投棄禁止看板の一例